

私立小・中学校等に通う児童生徒への授業料負担の軽減に関する意見書（案）

政府は、中等・高等教育の漸進的な無償化を定めた国際人権A規約（社会権規約）第13条2（b）及び（c）について、留保を撤回するとともに、私立高等学校の生徒に対し、就学支援金や奨学給付金等、授業料負担の軽減のための公的支援制度を実施している。

しかし、私立小・中学校等に通う児童生徒に対しては、義務教育であるにもかかわらず、授業料負担の軽減等の支援がほとんどなされないまま放置されている。

その上、「子どもの貧困」が社会問題になっている中、低所得であっても、様々な事情から私学への進学を選択せざるを得ない家庭や児童生徒も増加している。

子どもの教育は未来への投資であり、社会全体で支えるという理念の下、公立・私立の区別なく、全ての子どもたちの教育を受ける権利を保障することが重要である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、私立小・中学校等に通う児童生徒への授業料負担の軽減を行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年10月 日

東京都議会議長 川井 しげお

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣

宛て